

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号の表の保険課の項中「国保業務係、

「国保指導係」を「国保指導係、国保業務係」に改める。

第八条企画課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を次のように改める。

七 防災行政連絡所に関する事

八 原子力の平和利用に関する事

第九条保険課の項中第六号から第十号までを次のように改める。

六 国民健康保険団体連合会の指導監督に関する事

七 社会保険診療報酬支払基金事務所の指導監督に関する事

八 地方社会保険医療協議会に関する事

九 厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び厚生省所管一般会計(社会保険にかかるもの)の予算経理に関する事

十 厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び厚生省所管一般会計(社会保険にかかもの)の国有財産及び物品に関する事

十一 保険課に勤務する職員(地方公務員を除く。)の身分取扱に関する事
 十二 社会保険事務所に關すること
 十三、その他他課の主管に属しない社会保険に關すること
 第九条国民年金課の項中第五号を削る。
 第十条観光課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
 第十二条農政企画課の項第十二号中「及び経営伝習農場」を「経営伝習農場及び農業指導者養成所」に改める。
 第十三条管理課の項中第十五号を第十六号とし、第十三号及び第十四号を一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に

次の一号を加える。
 十三 不動産の鑑定評価に關する法律の施行に關すること
 第十三条都市計画課の項に次の一号を加える。
 七 空港整備法の施行に關すること
 第十六条第二項中「経理室及び構造改善室」を「係及び室」に改める。
 第十七条第一項第七号を次のように改める。
 七 主任 長をたすけて、その係又は室に属する事務に従事し、係長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。
 第四十六条第二項中「津ノ井村」を削る。
 第五十七条の表の婦人児童課の項中

鳥取県保母試験委員	児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に關する事務
-----------	---

鳥取県保母試験委員	児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に關する事務
鳥取県婦人更生資金運営委員会	鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例第三条の規定による更生資金運営の大綱、貸付の可否、延滞利子の免除、償還金の支払猶予、一時償還及び貸付の停止について、知事の諮問に応じ意見を答申する事務

第五十七条の表の都市計画課の項中「鳥取県広告物審議会」を「鳥取県屋外広告物審議会」に、「第七条」を「第十一条」に改める。
 第八十七条の五第二項中「神戸市生田区新港町」を「神戸市」に改める。
 第九十六条第一項の表の鳥取県米子土木出張所用地課の項中「大山有料道路係」を「有料道路係」に改める。

附 則
 この規則は、昭和三十八年九月一日から施行する。

に改める。